

第1編 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 環境総合計画は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（略称；ふるさと環境条例）の基本理念に基づき、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画として策定しているものです。
- 本県が誇る健全で恵み豊かな環境の維持向上を図るため、国の環境基本計画や地球温暖化対策計画などの諸計画も踏まえつつ、各分野において取組を推進してきたことにより、全般にわたり一定の成果が得られた一方で、近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 国際社会においては、平成27（2015）年に、持続可能な開発目標（SDGs）を定めた2030アジェンダや地球温暖化対策の新たな国際枠組みであるパリ協定の採択など、持続可能な社会の実現に向け、大きな転換点となる合意がなされました。
- 国内では、平成30（2018）年度に、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指した国の第五次環境基本計画が策定されました。
令和2（2020）年度には、国において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことが表明され、令和3（2021）年度に、地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）や地球温暖化対策計画が改定されるなど、脱炭素化に向けた国の目標が明確化されました。
また、令和3（2021）年度には、トキの自然状態での安定的な存続を図るため、国の「トキ野生復帰ロードマップ2025」において、本州におけるトキの定着に向けた行程が示されました。
- 地球温暖化対策に関して、地球温暖化対策推進法では、都道府県は、国の温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画を策定するものとされており、令和3年度の国の計画改定を受けて、本県の計画を策定する必要があります。
また、トキの野生復帰に向けては、令和4（2022）年5月、国が佐渡以外でのトキの放鳥候補地の公募を開始したことから、県、能登の4市5町及び関係団体で「能登地域トキ放鳥受入推進協議会」を設置し、能登地域を放鳥候補地として申請した結果、同年8月に同地域が放鳥候補地に選定されたことが公表されました。
- このような地球温暖化対策やトキの放鳥など環境保全に関する状況の大きな変化を踏まえ、令和4（2022）年9月に、第2編第1章「地球環境の保全」及び第3章「自然と人との共生」の一部のほか、他章において関係する部分を改定することとしました。



2 計画期間と目標年次

- 令和2（2020）年3月に策定した現行計画は、令和2年度を計画推進の初年度とし、令和7（2025）年度を目標年次とする、6年間の施策の体系や目標について明らかにしています。
- また、環境の状況や社会経済状況の変化に対応するため、計画期間内でも必要な場合は計画の見直しを行うこととしております。今回はこれに基づく一部改定であるため、全体の計画期間と目標年次については変更しないこととしました。

3 計画の構成

本計画は、次の2編から構成されています。

●第1編 計画の基本的事項

計画策定の趣旨、計画期間と目標年次、計画の構成、計画の推進と進行管理について示します。

●第2編 計画推進のための取組み

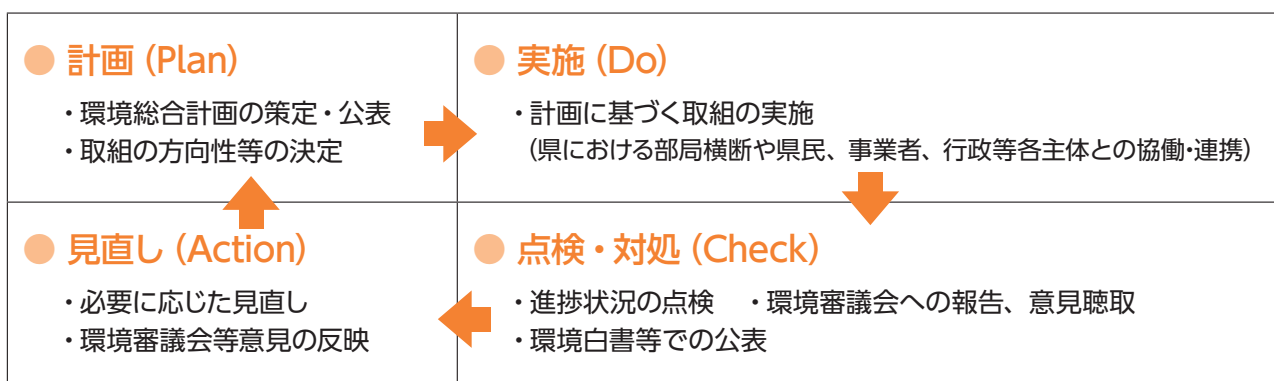
計画推進のための取組みについては、ふるさと環境条例の基本理念や基本方針を踏まえ、6つの柱を立てて、それぞれの柱ごとに必要なテーマを設定し、テーマごとに、現状、課題、目指す環境の姿、取組の方向性、行動目標を示します。

〈取組みの6つの柱〉

地球環境の保全	循環型社会の形成	自然と人との共生	生活環境の保全
質の高い環境の形成に資する産業活動の推進		環境を通じた人づくり・地域づくり	

4 計画の推進と進行管理

施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていく総合体制（PDCAサイクル）によって、計画の施策を着実に進めていきます。



5 条例や法律との関係

この計画は、

- ・ ふるさと環境条例第21条第2項第3号に定められた「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画」
- ・ 同条例第21条第2項第4号に定められた「気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画」
- ・ 同条例第21条第2項第2号に定められた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画」
- ・ 同条例第21条第2項第6号に定められた「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に規定する環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」

に位置付けます。